

平成31年度 安芸高田市奨学金 奨学生募集

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ修学することが困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

《対象》

- 奨学金貸付を希望する本人、又は扶養している家族が1年以上市内に住所を有している方
- 高等学校や大学などに在学している方
- 経済的理由で修学が困難である者として市が定める基準に該当している方

●収入の目安

4人世帯(父:給与収入 母:無収入 本人:大学生 妹:中学生)を想定した場合、639万円以下

- 学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない方
- 連帯保証人を2名立てられる方

《必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員の所得を証明する書類

お太助タクシーチケット 使用上の注意

重度障害者の外出支援のためにお太助タクシーチケットを交付しています。今年度交付したチケットの使用期限は3月31日(日)までです。期限を過ぎると使用できませんので、ご注意ください。

※チケットは市が指定するタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動にも使えます。

■チケット使用時の注意点

- 利用対象者本人(チケットに印字している名前の方)の乗車時以外は使用できません。
 - チケット使用時は、本人確認のため必ず身体障害者手帳などを乗務員に提示してください。
- ※不正使用があった場合は、チケット相当分を返金していただきます。



☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:金井
☎お太助フォン 42-5615 42-2130

- 在学証明書
- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月1日(金)～4月19日(金)

《受付窓口及び提出先》

教育委員会事務局 教育総務課(クリスタルアーチ3階)

※申請書は受付窓口に設置しています。
(市ホームページからもダウンロードできます)

※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査のうえ可否を決定し、申請者へ通知します。(6月下旬)

■奨学金返還免除制度

平成29年4月から若者定住促進の取り組みとして、市の奨学金を利用していた方に対し、一定の要件を満たしている場合に奨学金返還金を免除する制度を創設しています。詳しくはお問い合わせください。

☎教育総務課 総務係 担当:下中
☎お太助フォン 42-0049 42-4396

消火栓や消防水利付近への 駐車はできません

道路交通法では、消防隊がいつでも消防水利を有効に活用できるよう、消防水利や水利標識周囲への駐車が禁止されています。違法な駐車は消防活動の妨げとなりますので、以下の場所には駐車をしないよう、ご協力をお願いします。

■駐車禁止場所

- 消火栓から5m以内
- 消防用防火水槽の吸水口や吸管投入孔から5m以内
- 消防用防火水槽の側端、またこれらの道路に接する出入口から5m以内
- 指定消防水利※1の標識の設置位置から5m以内
- 消防用機械器具の置場※2の側端、または、これらの道路に接する出入口から5m以内

※1…プール、池、井戸、河川など

※2…消防自動車等の車庫や消防団詰所、消防ホース格納場所など

☎警防課 警防係 担当:竹内
☎ 42-3952 47-1191

制度に関する
お知らせ

行政情報

道の駅「(仮称)あきたかた」 「日本一のトイレ」を目指します

国土交通省が敷地内に整備するトイレ棟は、道路利用者が安心して快適に利用できる24時間利用可能なトイレとします。また、清潔さや満足度が利用者に影響を与えることから、「明るさや開放感・パウダールームの設置」など、特に女性を意識した「日本一のトイレ」を目指しています。こうした市の方針を踏まえ協議を重ねた結果、トイレ棟の案の提示を受けました。今後は、この案をもとに、さらに充実した満足感のあるトイレ棟が完成できるよう詳細な協議を進めます。これが完成すれば、これまでにないすばらしいものになります。

■道の駅トイレ棟案



☎政策企画課 企画調整係 ☎お太助フォン42-5614 42-4376
建設課 工務係 ☎お太助フォン47-1208 47-1206

障害者等交通費補助金支給制度

本市に住所があり、市が援護する方で、次の①～⑥いずれかで通院する方に交通費の一部を支給します。※タクシー利用助成等、他のサービスを受けている場合は対象となりません。

《対象》

- 身体障害者手帳(腎臓機能障害)所持者の人工透析のための通院
- 身体障害者手帳1～3級を所持する義務教育終了までの児童の障害の更生のための通院(保護者分も支給)
- 療育手帳④・A・B所持者の障害の更生のための通院(保護者分も支給)

④小児特定疾患対策対象疾患対象児で、その治療のための通院(対象児が18歳未満の場合は保護者分も支給)

- 指定難病対象者でその治療のための通院
- 自立支援医療費(精神通院)受給者、および精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の更生のための通院(対象児が18歳未満の場合は保護者分も支給)

《補助金額》

・公共交通機関等の往復運賃相当額を算出

①の対象者は1/2、②～⑥の対象者は1/3

※交通費の支給は申請した月から対象になります。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原
☎お太助フォン 42-5615 42-2130